

大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程
の一部を改正する規程のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 2 太子水道センター、河南水道センター及び千早赤阪水道センターの統合による南河内地域水道センターの設置に伴い、所要の改正を行います。
- 3 内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行します。